

高石市ふるさと寄附金 PR 業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務名称

高石市ふるさと寄附金 PR 業務

2 業務の目的

本事業は、多くの人が利用する SNS を活用して高石市ふるさと納税返礼品の魅力を高めふるさと寄附額を向上させることを目的とする。

そのため、インフルエンサーとタイアップし、高石市ふるさと納税返礼品の魅力を PR することで、第三者目線での発信で、客観性が高い効果的な PR に繋がる。

また本市の認知度向上と SNS のフォロワー及びアクセス数増加にもつなげることを想定している。

3 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

別紙 1「高石市ふるさと寄附金 PR 業務委託仕様書」に基づき、業務を行うものとする。

なお、プレゼンテーション等において、優先交渉権者の提案内容において、業務の目的達成に有益な独自の項目があった場合は、本業務に追加することがある。

5 参加資格

(1) 応募者は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ① 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- ② 直近 3 年間に於いて、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 次のすべてを満たしていること。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を

証する書面を提出すること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者としなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

(2) 欠格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外、又は失格とする。

- ① 高石市暴力団排除条例（平成 24 年高石市条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する場合又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が法人経営に関わっている場合
- ② 高石市競争入札指名停止要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）に規定する指名停止又は同要綱別表の措置要件に該当している場合
- ③ 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合、又は本市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合
- ④ 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと認められた場合
- ⑤ 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

6 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

本プロポーザルの募集から受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

予定日時	内 容
令和 7 年 6 月 25 日（水）	公募開始
〃 7 月 2 日（水）	募集要項に係る質問締切
〃 7 月 4 日（金）	質問への回答
〃 7 月 14 日（月）	企画提案書類の提出期限
〃 7 月 23 日（水）	プレゼンテーション及び審査
〃 7 月 28 日（月）	選考結果通知

(1) 募集要項等の公表について

- ① 要項等の公表 令和 7 年 6 月 25 日（水）から
- ② 資料配布方法 高石市ホームページからダウンロード

(2) 募集要項等に係る質問について

- ① 質問方法 質問書（様式 5）を記入した上で、下記メールアドレスに電子メールで送信
- ② メールアドレス ti-sei@city.takaishi.lg.jp
- ③ メールの件名 高石市ふるさと寄附金 PR 業務質問書（事業者名）

- (3) 質問受付期間 令和 7 年 6 月 25 日（水）から 7 月 2 日（水）17 時まで
質問の回答 令和 7 年 7 月 4 日（金）までにメールで回答

- ※ なお、質問内容及び回答内容については、市ホームページにも掲載する。
電話や来庁による口頭での質問は一切受け付けない。

(4) 参加申込書類及び企画提案書の提出について

- ① 提出期限 令和7年7月14日（月）まで
② 提出書類

ア 参加申込書類

- ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式1）
- ・ 参加表明書（様式2）
- ・ 誓約書（様式3）
- ・ 業務実績書（様式4）
- ・ 会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）
- ・ 納税証明書等

国税（税務署が発行する納税証明書（その3の3、法人税と消費税及び地方消費税））、府税及び市税（市内事業者及び市内に支店等がある事業者である場合）の滞納がないことを証明する書類

（提出日より直近3ヶ月以内のもの）

※高石市契約規則第6条第1項に規定する有資格者名簿に未登録の者については、次に掲げる書類も合わせて提出すること。

- ・ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）
- ・ 個人にあつては、身分証明書の写し
- ・ 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

イ 企画提案書（A4判：任意様式）

- ※ 法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- ※ 提案するインフルエンサー名及びそのチャンネル登録者数・期待される再生回数などを記載すること。また、どのようなPR戦略を考えているのか記載すること。
- ※ 提案するYouTuber等は個人、グループ、チャンネル数に関しては問わない。
- ※ 動画を視聴した人が、概要欄に貼り付けしたサイトにアクセスした数を把握する等、今後の施策に生かすための効果検証を実施すること。なお、効果検証は情報発信時から3月末まで毎月実施すること。

ウ 業務行程表（A4判：任意様式）

エ 見積書（内訳書も添付のこと）

- ※ 法人の所在地、名称及び代表者名を記入のうえ、代表者印を押印すること。
- ※ 本業務に係る内訳書も添付すること。

③ 提出部数

ア 1部

イからエ 各正本1部、副本5部（副本は複写でも可）

(5) 提案金額の上限について

提案金額は金605千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(6) 本プロポーザルの全般に係る留意事項

- ① 参加者 1 法人につき、提案は 1 件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すために、公表することがある。
- ⑤ 提出された書類を公表する場合、その写しを作成し使用するものとする。
- ⑥ 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・ 申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし申請書類に軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
 - ・ 参加資格を満たさない者から提出された場合
 - ・ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - ・ 上限額を超える金額を提案した場合
 - ・ この募集要項に定められた以外の手法により、選定委員会又はその関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
 - ・ その他、法令違反の行為があり審査結果に影響を与えられる恐れのある場合

(7) 受注者の決定

① 評価について

ア 評価は企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。市が設置する選定委員会が高石市ふるさと寄附金 PR 業務委託プロポーザル評価基準表（別紙 2）により審査を行い、優先交渉権者を選定する。プレゼンテーションは対面式により実施するが、やむを得ない事情があると選定委員会が認める場合において、オンライン形式で実施できるものとする。なおプレゼンテーションの日時については後日通知する。

※ プレゼンテーションは、事前に提出された企画書の説明とこれを補完する内容に限ります。プレゼンテーション当日、提出済みの企画書と異なる内容の追加提案や資料の提出等は認めません。

イ 選定委員会の委員（委員長を含む、以下「委員」という。）1 名あたり、100 点満点による評価とする。ただし 60 点を基準点として、基準点に満たない評価が過半数に満たない場合は失格とする。

ウ プレゼンテーションに要する時間

概ね 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）程度とする。

なお、提案書とは別にプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を使用する場合は、審査参加者自らパソコン 1 台（電源コード等付属品一式）及びプレゼンテーションデータ並びにプレゼンテーションデータの印刷資料 10 部を当日持参すること。プロジェクト及びスクリーンについては、本市において準備する。

② 評価項目

別紙 2 「評価基準表」のとおり

③ 優先交渉権及び交渉順位の決定

ア 選定委員会は、各委員の採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。各委員の採点の合計点が同点の場合は、最高得点をつけた委員の数が多い方を優先交渉

権者とする。最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、選定委員会の合議により優先交渉権者を決定するものとする。

イ 参加者が1事業者の場合は、基準点を満たす評価が過半数を超える場合は、当該事業者を優先交渉権者に決定する。

ウ 審査結果は、選定委員会終了後速やかに全参加事業者に対し「高石市ふるさと寄附金PR業務に係る公募型プロポーザル審査結果通知書(別紙3)」により通知する。
なお、点数等の開示は行わないものとする。

エ 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

④ 受注者の決定

市は、③で決定された優先交渉権者と協議を行い、協議が整った後、随意契約の手続きを行うものとする。

なお、当該交渉が不調となった場合、③により選定された次点者へ優先交渉権者が移り、随意契約の協議を行うものとする。

7 成果品の権利等

- (1) 本業務により制作されたコンテンツの著作権は、クリエイター(受注者)に帰属するものとする。ただし、本市は本事業の広報・報告・ふるさと納税の促進を目的として、当該動画のURLやサムネイル等を公式ウェブサイトやSNS等において紹介・共有することができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

なお、動画配信を停止する場合は、事前に協議を行うものとする。

- (2) 受注者は、当該動画の概要欄等に本市が指定するふるさと納税関連サイト等へのリンク及び簡単な紹介文を掲載することに協力するものとする。なお、その掲載内容は事前に本市と調整のうえ確定するものとする。
- (3) 本業務により制作されたコンテンツに関する著作権・肖像権・音楽等すべての権利関係については、受注者が責任をもって処理するものとし、万が一、権利に関する紛争等が生じた場合には受注者の責任において対応するものとし、本市は一切の責任を負わない。

8 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 応募書類の作成など申込みのために生じる一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 提案された業務内容の変更は原則として認めない。やむを得ず変更する場合は必ず本市と事前に協議すること。なお、実施できない場合、それより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。
- (4) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的に使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を本市の許可を得ることなく、第三者へ漏らしてはならない。
- (5) 選定委員会に関する情報公開請求があった場合は、高石市情報公開条例(平成12年高石市条例第19号)に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (6) 選定された事業者が本募集要項内の事項に反する重大な背信行為があったとき、又は適切な業務遂行が困難と判断したときは、実施事業者の決定を取り消すことがある。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできないものとする。(選定の結

- 果、本市が認可について見送る場合についても同様とする。)
- (7) 選定結果等に対する問合せや不服は一切受け付けない。
 - (8) 本業務の委託料の支払は、業務完了後一括払いとする。

9 事務局（問合せ先）

〒592-8585 大阪府高石市加茂4-1-1

高石市役所 総合政策部まち未来戦略室地域創生課（担当：前川、初田、長江）

電 話：072-265-1001（内線：7225、7226）

F A X：072-263-6116

E-mail: ti-sei@city.takaishi.lg.jp